

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 25 年 2 月 22 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年東村山市条例第 12 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 非常勤の特別職の職員の追加及び区分の変更を行うため、本案を提出するものであります。

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東村山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2 就労促進指導員の項の次に次のように加える。

生活保護行政対象 暴力対策員	15,000	—			
-------------------	--------	---	--	--	--

別表第2 母子保健事業従事者（心理相談員を除く。）の項中「母子保健事業従事者」を「保健事業従事者」に改め、「心理相談員」の次に「である母子保健事業従事者」を加える。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

別表第2（第1条、第3条）

区分	報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
	日額	月額			
社会教育委員	円 —	円 15,100	議会の議員の例による。	15,000円	1,500円
スポーツ推進委員	—	15,100			
青少年委員	—	15,100			
文化財調査員	9,300	—			
部活動指導員	2,500	—			
農業振興協力員	—	9,800			
女性相談員	10,000	—			
就労促進指導員	15,000	—			
生活保護行政対象暴力対策員	15,000	—			
介護認定調査員	11,800	—			
保健事業従事者（心理相談員である母子保健事業従事者を除く。）	9,500	—			
心理相談員である母子保健事業従事者	13,800	—			
訪問歯科診療事業従事者	13,800	—			
特別支援教育専門家委員	18,000	—			
スポーツ医科学室看護師	11,700	—			
スポーツ医科学室栄養士	11,400	—			
市政アドバイザー	11,700	—			
弁護士である分限懲戒審査委員	12,700	—			
男女共同参画苦情等処理委員	10,000	—			

旧 条 例

別表第2（第1条、第3条）

区分	報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
	日額	月額			
社会教育委員	円 —	円 15,100	議会の議員の例による。	15,000円	1,500円
スポーツ推進委員	—	15,100			
青少年委員	—	15,100			
文化財調査員	9,300	—			
部活動指導員	2,500	—			
農業振興協力員	—	9,800			
女性相談員	10,000	—			
就労促進指導員	15,000	—			
介護認定調査員	11,800	—			
母子保健事業従事者（心理相談員を除く。）	9,500	—			
心理相談員である母子保健事業従事者	13,800	—			
訪問歯科診療事業従事者	13,800	—			
特別支援教育専門家委員	18,000	—			
スポーツ医科学室看護師	11,700	—			
スポーツ医科学室栄養士	11,400	—			
市政アドバイザー	11,700	—			
弁護士である分限懲戒審査委員	12,700	—			
男女共同参画苦情等処理委員	10,000	—			

新 条 例

備考 旅費の支給方法は、議会の議員等の例による。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

旧 条 例

備考 旅費の支給方法は、議会の議員等の例による。